

個人情報保護に関する法律等の 一部を改正する法律について

令和 3 年 4 月 27 日



I. 制度改革の背景

制度改革の経緯

2003年 (平成15年) **個人情報保護法成立** (2005年 (平成17年) 全面施行)



法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年 (平成27年) **個人情報保護法改正** (2017年 (平成29年) 全面施行)



3年ごと見直し規定^(※)が盛り込まれる
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年 (令和2年) **3年ごと見直し規定に基づく初めての法改正**

可決成立日：令和2年6月5日
公布日：令和2年6月12日

(※) 平成27年改正法附則における3年ごとの見直しに関する規定 (抜粋)

第十二条

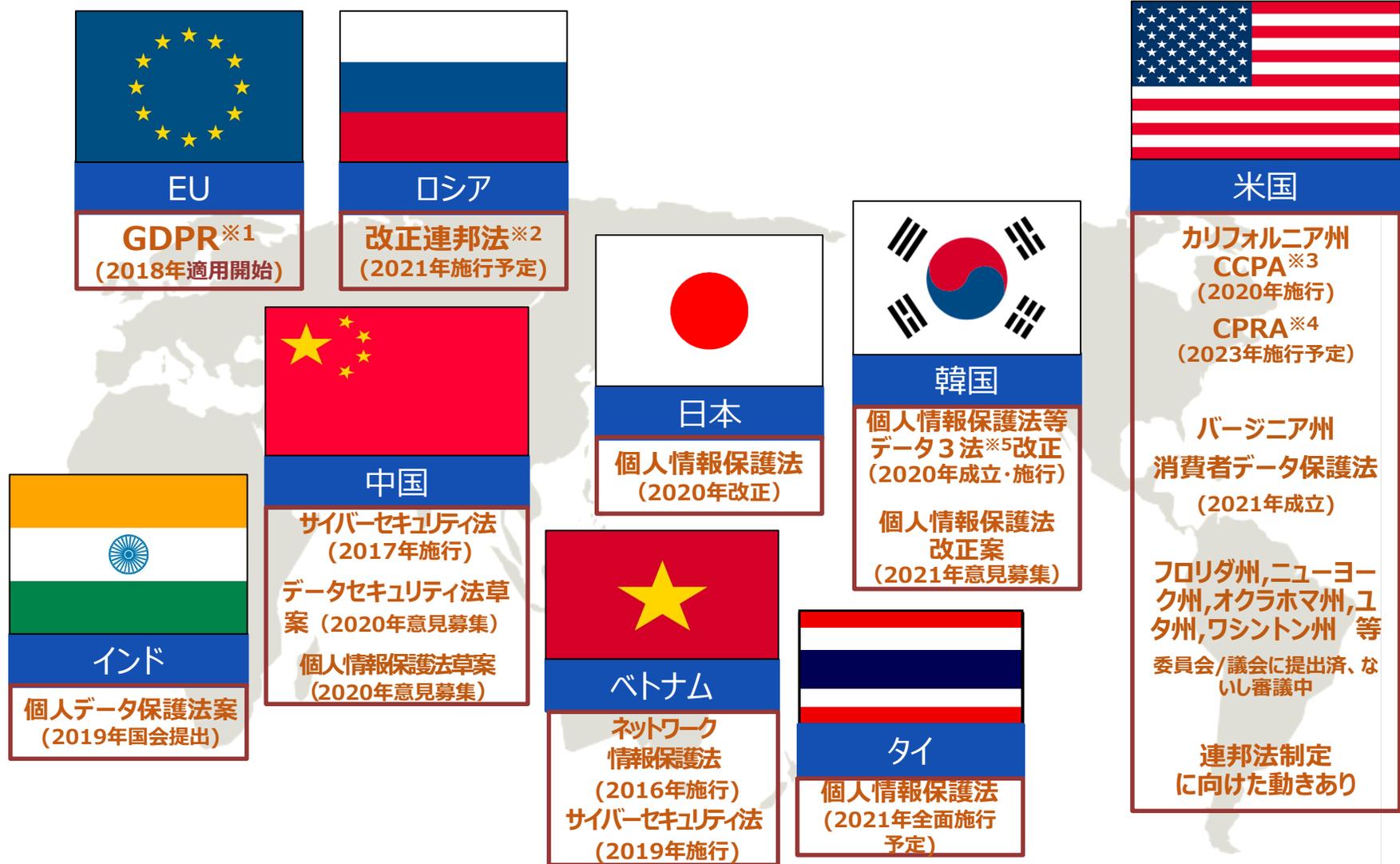
- 2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考) 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討

3年ごと見直しに当たっては、**委員会審議** (24回:大綱公表まで)、**経済界・有識者ヒアリング** (31名)、**2度の意見募集** (中間整理:525件、大綱:889件)、**個人情報保護法相談ダイヤル**に寄せられる声、**タウンミーティング** (44道府県)での意見交換等を基に、幅広い意見等の整理・分析を行い、個別項目の検討を実施

- | | |
|-------------|---|
| 2018年12月17日 | 委員会「個人情報保護委員会の第一期を終えるにあたって」公表 |
| 2018年12月19日 | 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について」 |
| 2019年1月28日 | 委員会「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」、「今後の進め方について」公表
※以後、論点ごとの検討、ヒアリング等実施 |
| 2019年4月25日 | 委員会「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」公表
※以後、意見募集、有識者ヒアリング等実施 |
| 2019年6月7日 | 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定「デジタル時代の新たなIT政策大綱」 |
| 2019年11月29日 | 委員会「いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱(骨子)」公表 |
| 2019年12月13日 | 委員会「いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」公表
※以降、意見募集実施 |
| 2020年3月10日 | 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」国会提出 |
| 2020年6月5日 | 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」国会成立 |

(参考) 世界の主な個人情報保護関連の立法の動き (2015年以降)



※1 : GDPR : General Data Protection Regulation (一般データ保護規則)

※2 : 2006年個人データに関するロシア連邦法の改正法が2020年に成立

※3 : CCPA : California Consumer Privacy Act of 2018 (カリフォルニア州消費者プライバシー法)

※4 : CPRA : California Privacy Rights Act of 2020 (カリフォルニア州プライバシー権利法)

※5 : 個人情報保護法、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律、信用情報の利用及び保護に関する法律

見直しに当たっての「5つの視点」

個人情報を巡る状況の変化

- ✓ 個人の個人情報に対する意識の高まり
- ✓ 情報通信技術の一層の発展とそれに伴う様々なサービスの登場
- ✓ 不正アクセスの巧妙化
- ✓ 個人データを取り巻くリスクの変化
- ✓ 経済社会活動のグローバル化に伴う越境移転の急速な増大
- ✓ グローバルな個人情報保護関連制度の立法・改正の動き

等

5つの視点

個人の権利利益の保護

- 「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること

AI・ビッグデータ時代への対応

- AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと

技術革新の成果による保護と活用の強化

- 技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること

越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

- 海外事業者によるサービスの利用や、個人情報を扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

国際的な制度調和・連携

- 国際的な制度調和や連携に配慮すること

II. 改正法の内容

改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権の範囲を拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法を本人が指示できるようにする。
- ③ 第三者提供記録を、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 短期保存データを開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定について、i)不正取得された個人データ、ii)オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ① 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
- ② 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。

4. データ利活用の在り方

- ① 「仮名加工情報」を創設し、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ② 提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- ① 虚偽報告等の行為者処罰の法定刑を引き上げる。
- ② 命令違反等の罰金について、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ① 外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ② 移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

1. 個人の権利の在り方

改正

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録を、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

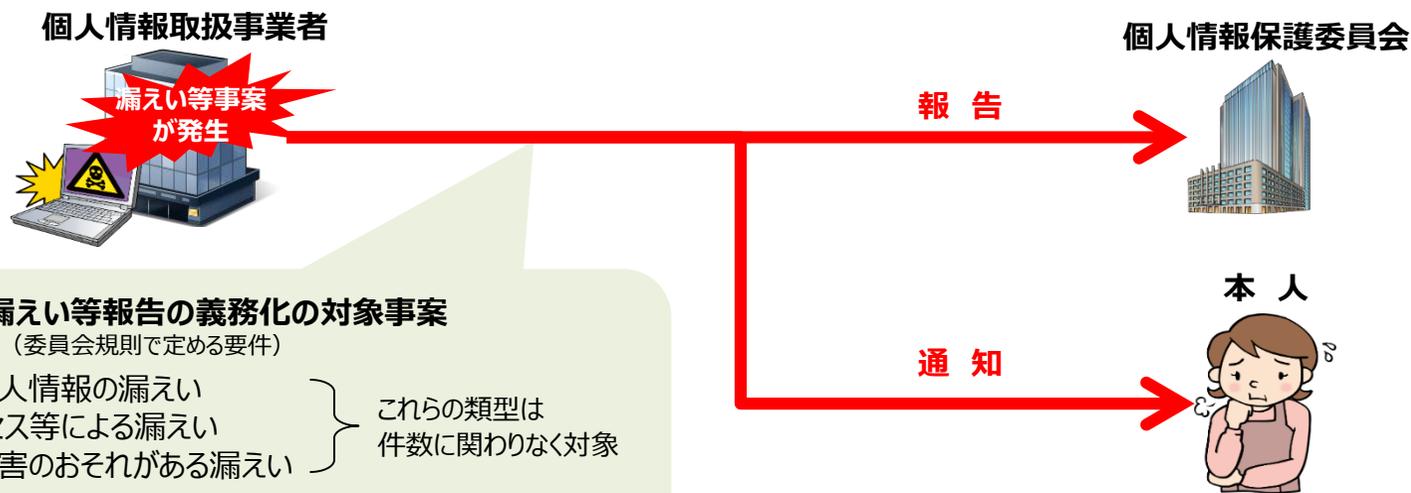
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方（1）

① 漏えい等報告の義務化 改正

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

【背景】 漏えい等報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者も一部に存在しており、仮に、事業者側が公表もしない場合、委員会が事案を把握できないまま、適切な対応が行えないおそれがある。



漏えい等報告の義務化の対象事案

(委員会規則で定める要件)

- 要配慮個人情報の漏えい
 - 不正アクセス等による漏えい
 - 財産的被害のおそれがある漏えい
 - 一定数以上の（1,000件を超える）大規模な漏えい
- これらの類型は件数に関わりなく対象

(参考) 現行の告示に基づく漏えい等事案に関する報告の受付状況（令和元年度）

個人情報保護委員会	事業所管大臣	認定個人情報保護団体	計
1,066件	1,519件	1,935件	4,520件

2. 事業者の守るべき責務の在り方（2）

② 不適正な方法による利用の禁止 **新設**

- 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

【背景】 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながる懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。

？ 「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」とは？

例えば、下記のような、相当程度悪質なケースが想定されます。

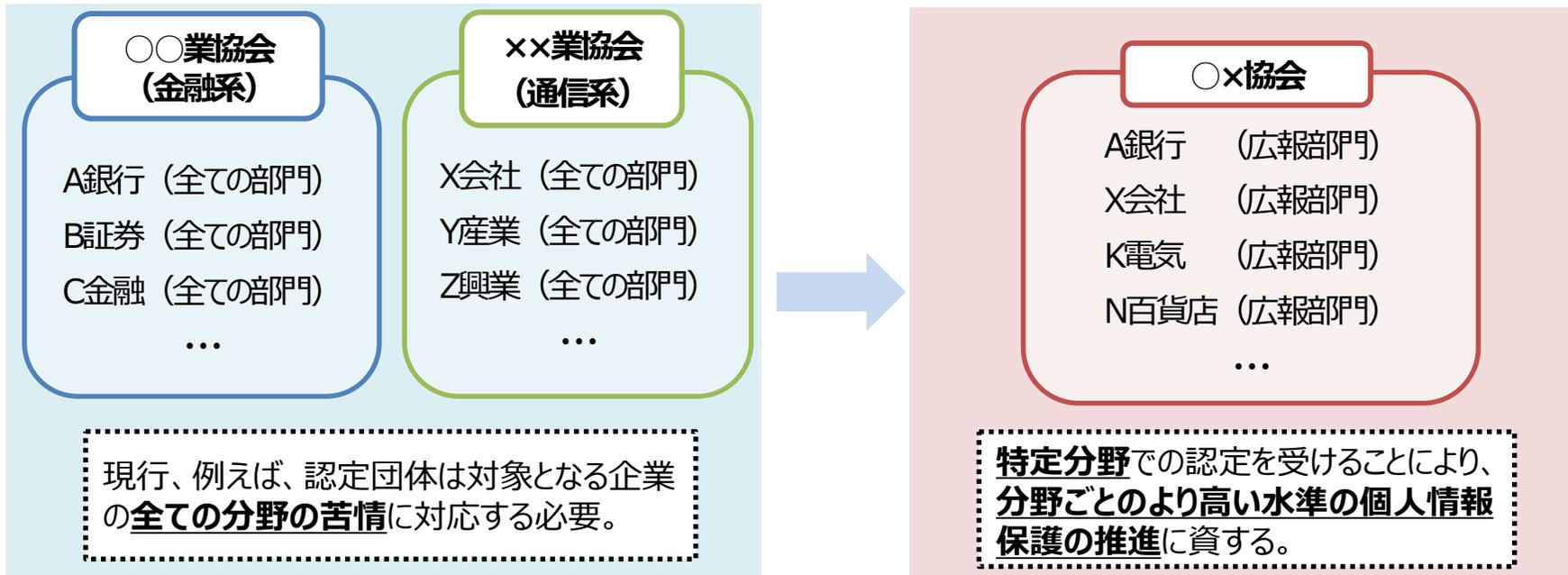
- ① 違法行為を営む第三者に個人情報を提供すること。
- ② 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

○認定個人情報保護団体制度の充実 **改正**

- 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、**企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。**

【背景】 業務実態の多様化やIT技術の進展に伴い、民間団体が特定分野における個人データの取扱いに関する自主ルールを策定していくことや、積極的に対象事業者に対して指導等を行っていくことの重要性が増加。



(参考) 認定個人情報保護団体の一覧

※41団体 (令和3年4月1日現在)

団体名称	対象事業者とする者の事業分野	関係省庁
一般社団法人 全国警備業協会	警備業	国家公安委員会
一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会	指定自動車教習所業	国家公安委員会
日本証券業協会	証券業	金融庁
一般社団法人 生命保険協会	保険業	金融庁
一般社団法人 日本損害保険協会	保険業	金融庁
一般社団法人 外国損害保険協会	保険業	金融庁
全国銀行個人情報保護協議会	銀行業	金融庁
一般社団法人 信託協会	信託業	金融庁
一般社団法人 投資信託協会	投資信託委託業及び投資法人資産運用業	金融庁
一般社団法人 日本投資顧問業協会	投資運用業及び投資助言・代理業	金融庁
日本貸金業協会	貸金業	金融庁
一般社団法人 金融先物取引業協会	金融先物取引業	金融庁
一般財団法人 放送セキュリティセンター	放送	総務省
一般財団法人 日本データ通信協会	電気通信事業	総務省 経済産業省
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	全般	総務省 経済産業省
日本製薬団体連合会	製薬業	厚生労働省
公益社団法人 全日本病院協会	医療	厚生労働省
特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	医療・介護	厚生労働省
一般社団法人 国際情報セキュリティマネジメント研究所	医療	厚生労働省
特定非営利活動法人 日本手技療法協会	手技療法	厚生労働省 経済産業省
一般社団法人 日本個人情報管理協会	全般	厚生労働省 経済産業省

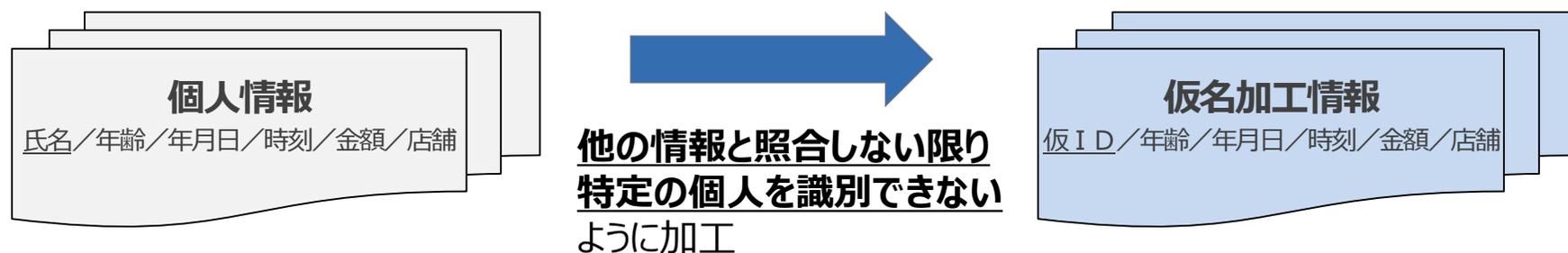
団体名称	対象事業者とする者の事業分野	関係省庁
一般社団法人 全日本ギフト用品協会	ギフト用品に関する事業	経済産業省
一般社団法人 日本クレジット協会	クレジット事業	経済産業省
公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会	印刷・グラフィックサービス工業	経済産業省
一般社団法人 日本専門店協会	小売業	経済産業省
特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会	全般	経済産業省
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	全般	経済産業省
一般社団法人 結婚相談業サポート協会	結婚情報サービス業	経済産業省
一般社団法人 日本結婚相手紹介サービス協議会	結婚情報サービス業	経済産業省
株式会社 I B J (日本結婚相談所連盟)	結婚情報サービス業	経済産業省
大阪毎日新聞販売店事業協同組合	新聞販売業	経済産業省
J E C I A 個人情報保護協会	葬祭業	経済産業省
全国こころの会葬祭事業協同組合	葬祭業	経済産業省
一般社団法人 医療データベース協会	医療	経済産業省
一般社団法人 全国自動車標板協議会	自動車登録番号標交付代行業	国土交通省
一般社団法人 中小企業個人情報セキュリティ推進協会	全般	経済産業省
一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	モバイルコンテンツ関連事業	総務省 経済産業省
公益社団法人 日本通信販売協会	通信販売業	経済産業省
一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会	全般	
工業会 日本万引防止システム協会	セキュリティシステム業	
特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構	全般	

4. データ利活用の在り方（1）

① データ利活用に関する施策の在り方 新設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

【背景】 仮名化された個人情報について、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、利活用しようとするニーズが高まっている。



（参考）想定される活用例

1. **当初の利用目的には該当しない目的**や、該当するか**判断が難しい新たな目的**での内部分析
 - ① 医療・製薬分野等における研究
 - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習
2. 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、**仮名加工情報として加工した上で保管**

(参考) 匿名加工情報と仮名加工情報の定義・義務の違い

		匿名加工情報	仮名加工情報
定義		<p>特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報 (§2 ⑪)</p> <p>※ <u>本人が一切分からない程度まで加工</u>されたもの (個人情報に該当せず)</p>	<p><u>他の情報と照合しない限り</u>特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報 (§2 ⑨)</p> <p>※ 対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工されたもの (個人情報に該当)</p>
取扱いに係る義務	加工の方法	<ul style="list-style-type: none"> 氏名等を削除 (又は置き換え) 項目削除、一般化、トップコーティング、ノイズの付加等の加工 特異な記述の削除 等 (§36①) 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名等を削除 (又は置き換え) 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等を削除 (又は置き換え) (§35-2 ①)
	安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> 加工方法等情報の安全管理 (§36②) 匿名加工情報の安全管理 (努力義務) (§36⑥、§39) 	<ul style="list-style-type: none"> 対照表等の安全管理 (§35-2 ②) 仮名加工情報の安全管理 (§20)
	作成したとき	<ul style="list-style-type: none"> 情報の項目の公表 (§36③) 	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的の公表 (§35-2 ④) ※ 作成に用いた個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合のみ
	提供するとき	<ul style="list-style-type: none"> 情報の項目・提供の方法の公表 (§36④、§37) ※ 本人同意のない第三者への提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者提供の原則禁止 (§35-2 ⑥) ※ 委託・共同利用は可能 ※ 「作成元の個人データ」は本人同意の下で提供可能 (§23 ①)
	利用するとき	<ul style="list-style-type: none"> 識別行為の禁止 (§36⑤、§38) 苦情処理等 (努力義務) (§36⑥、§39) 	<ul style="list-style-type: none"> 識別行為の禁止 (§35-2 ⑦) 本人への到達行為の禁止 (§35-2 ⑧) ※ 電子メールの送付、住居訪問等の禁止 利用目的の制限 (§35-2 ③) ※ 利用目的の変更は可能 (§35-2 ⑨) 利用目的達成時の消去 (努力義務) (§35-2 ⑤) 苦情処理 (努力義務) (§35)

（参考）仮名加工情報の加工基準（イメージ）

● 仮名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、**次の措置を講ずることを求める。**

- ① 特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること
- ② 個人識別符号の全部を削除すること
- ③ 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等（例：クレジットカード番号）を削除すること

※ ガイドラインにおいて、仮名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて示す予定。

加工の例：

- ① 氏名を仮IDに置換
- ② 旅券番号、マイナンバーを削除
- ③ クレジットカード番号を削除



4. データ利活用の在り方 (2)

② 個人関連情報の第三者提供規制 新設

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

【背景】 ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。

A社

- A社では、誰の個人データか分からない



個人関連情報

ID等 購買履歴

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | ミルクティー、おにぎり、アンパン... |
| 2 | 紅茶、サンドイッチ、アイス... |
| 3 | スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶... |
| 4 | 時刻表、デジカメ、書籍... |

B社において個人データと
なることが想定される場合は
原則本人の同意が必要

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。



個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン...
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス...
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶...
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍...

A社から提供されたデータを
ID等を使って自社内の
個人データと結合

個人関連情報の第三者提供規制

？ 個人関連情報とはどのようなものをいいますか？

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。

例えば、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、クッキー等が含まれ得ます。

？ 「個人データとなることが想定される」場合とはどのような場合をいいますか？

	考えられる具体例
現に想定している場合	<ul style="list-style-type: none">● 第三者となる提供先の事業者から、事前に「個人関連情報を受領した後に他の情報と照合して個人データとする」旨を告げられている
通常想定できる場合	<ul style="list-style-type: none">● 個人関連情報を提供する際、提供先において当該個人関連情報を氏名等と紐付けることができる固有 I D 等を併せて提供する

？ 個人関連情報を提供する事業者としては、どのような点に留意する必要がありますか？

以下のような点に留意する必要があります。

- 「個人データとなることが想定される」場合に該当しないか検討する
- 該当する場合であれば、本人同意が取得できていることを確認した上で、個人関連情報を提供する

個人関連情報の第三者提供規制

？ 今回の規制は、クッキーの取扱いを規制するものですか？

個人関連情報には、クッキーの取扱いも含まれ得ますが、個人関連情報の第三者提供時における本人同意の確認義務は、提供先で個人データとなることが想定される場合のみで、クッキー全てを規制対象とするものではありません。

？ クッキー等を第三者提供する際に、提供先において個人データになるか否かの調査義務を課すものですか？

今回の規制では、第三者によって個人データとして取得されることが、通常想定できる場面に確認義務を課しています。

これは、当該第三者との取引環境等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準として判断します。したがって、提供先において個人データとして取得される可能性が高くない場合を含めて調査義務を課すものではありません。

？ 今回の規制において、「同意」は、だれがどのように取得すればよいのでしょうか？

本人の同意については、基本的には、提供先事業者によって取得されることを想定しています。

同意の取得方法としては、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法や、確認欄へのチェックを求める方法等が考えられます。ウェブサイトで同意を取得する場合は、単にウェブサイトに記載するのみでなく、ウェブサイト上のボタンをクリックする方法等が考えられます。

具体的な同意の取得方法等については、今後、ガイドライン等でお示しする予定です。

5. ペナルティの在り方

① 法定刑の引き上げ等 改正

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

【背景】 法に違反する事案が増加する中で、報告徴収や立入検査を行う事案は増加しており、事業者の実態を把握する端緒となる報告徴収や立入検査の実効性を高める必要がある。
法人に対して、行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則として十分な抑止効果は期待できない。

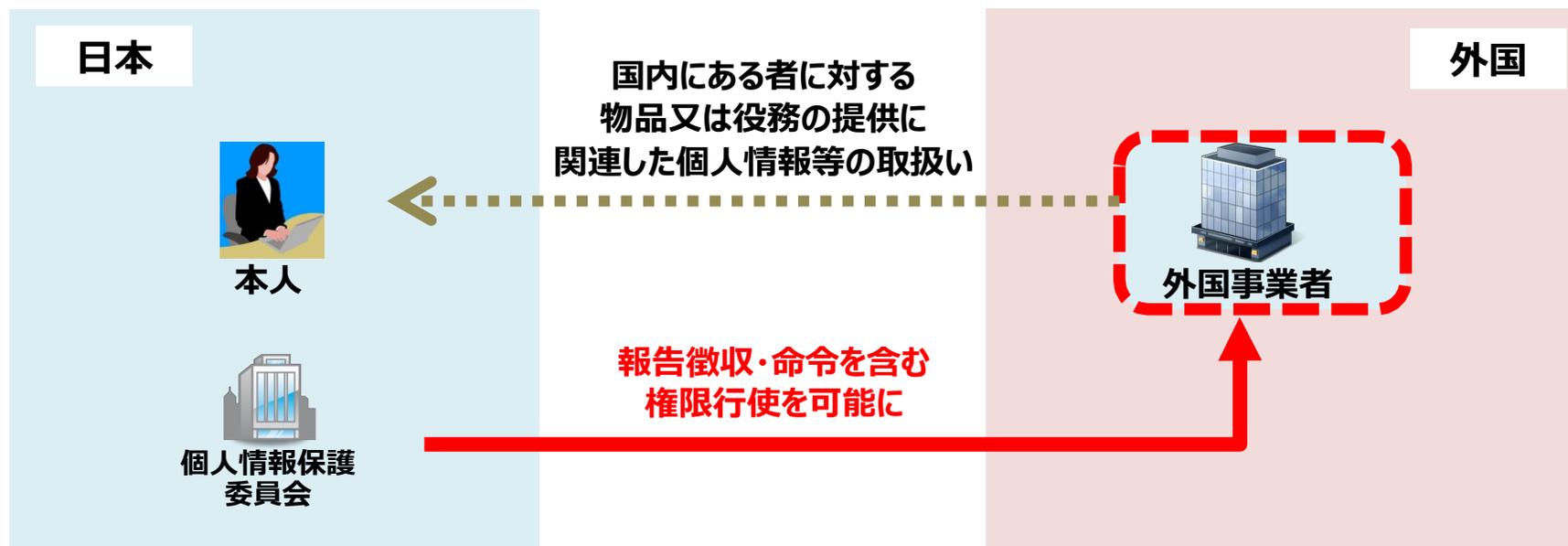
		懲役刑		罰金刑	
		現行	改正後	現行	改正後
個人情報保護委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

6. 法の域外適用・越境移転の在り方（1）

① 域外適用の強化 改正

- 日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。

【背景】 域外適用の対象となる外国の事業者に行使できる権限は、指導及び助言並びに勧告のような強制力を伴わない権限にとどまっており、外国における漏えい等の事案に対して、委員会が適切に対処できないおそれがある。

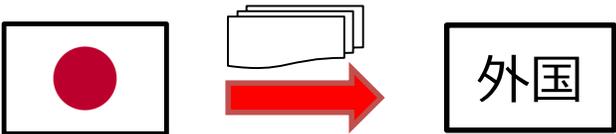


6. 法の域外適用・越境移転の在り方（2）

②越境移転に係る情報提供の充実 改正

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

【背景】近年、一部の国において国家管理的規制がみられるようになっており、個人情報の越境移転の機会が広がる中で、国や地域における制度の相違は、個人やデータを取り扱う事業者の予見可能性を不安定なものとし、個人の権利利益の保護の観点からの懸念も生じる。

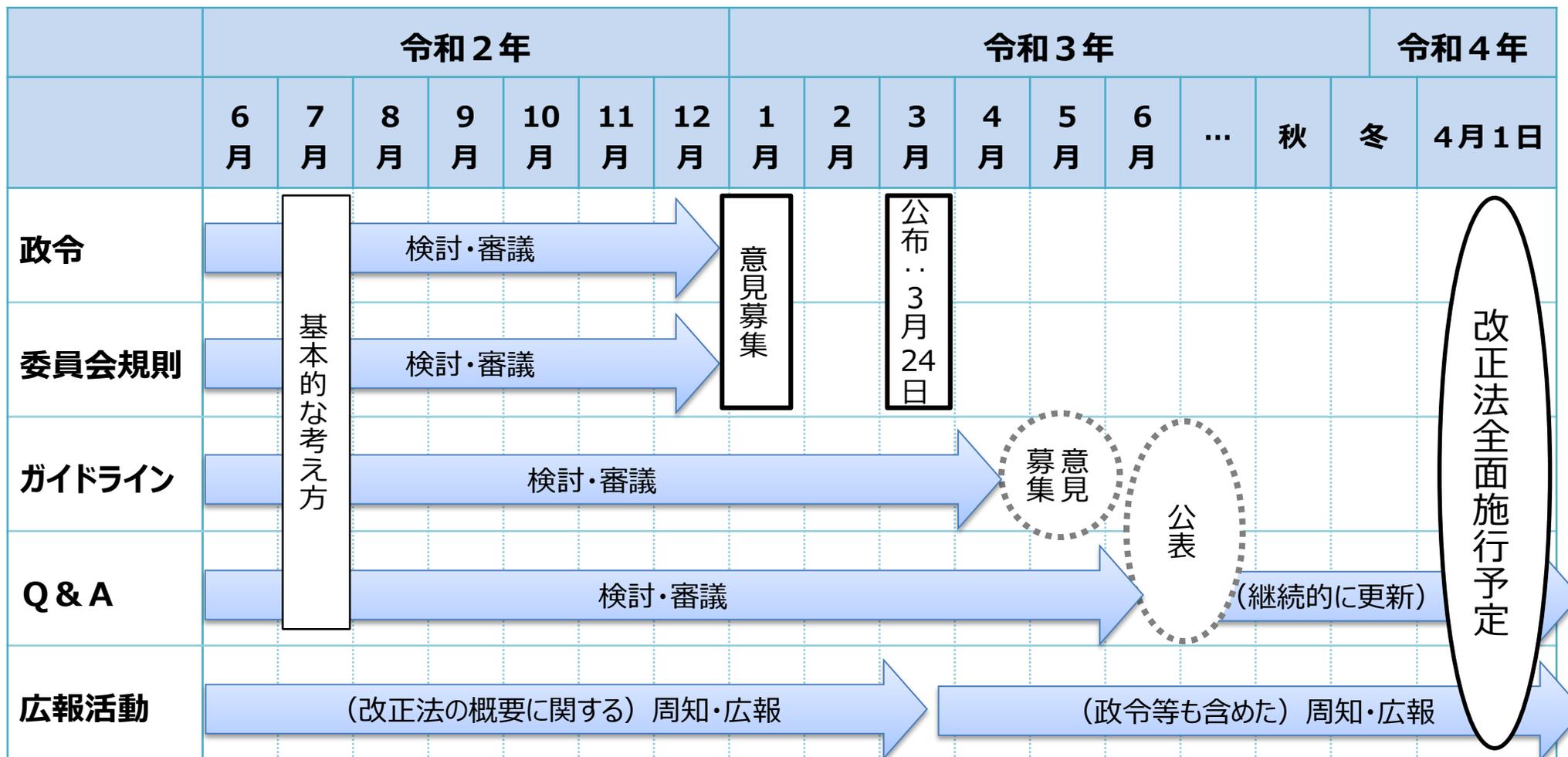
現 行	改正後
 <p>外国にある第三者に個人データを提供できる要件</p> <ul style="list-style-type: none">本人の同意基準に適合する体制を整備した事業者我が国と同等の水準国（EU、英国）	<p>各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付ける</p> <ul style="list-style-type: none">同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供移転先事業者の取扱い状況等の定期的な確認 + 本人の求めに応じて関連情報を提供

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

Ⅲ. 今後の予定

今後の想定スケジュール（見込み）

（令和3年4月1日時点）



ガイドライン事項（不適正利用、利用停止、公益目的、個人関連情報等）について引き続き議論

※このほか、個人情報の保護に関する基本方針、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針等についての改正も予定。

※上記の表は、第144回個人情報保護委員会（令和2年6月15日）資料1の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」について、検討状況等を踏まえて修正したものであり、現時点での大まかな見込みのため、今後の状況によって変わり得る。